

《2024年度決算の傾向とその分析結果について》

《年金信託部 数理企画チーム》

三井住友信託銀行が総幹事をお引き受けしている確定給付企業年金の2024年度決算結果の概要及び財政検証結果の傾向をご報告いたします(対象491件。2025年3月末基準決算)。また後半では、近年の金利推移の変化が年金財政に与える影響をご紹介します。

1. 確定給付企業年金・財政決算結果の概要

(1) 財政状況の改善・悪化状況

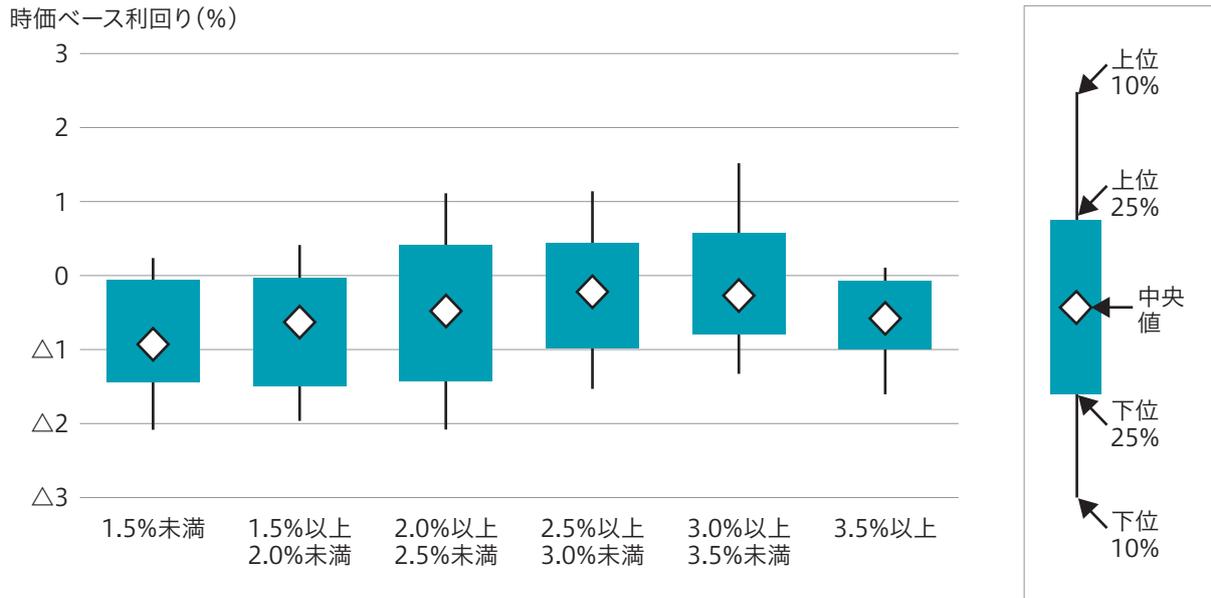
全体のうち、85%の制度にて当年度に不足が発生いたしました。その主な要因は運用環境の悪化を背景とした運用差損(利差損)であり、当年度の時価ベース利回りの平均値($\Delta 0.4\%$)は予定利率の平均値(2.3%)を下回っております【図表1】。一方【図表2】は予定利率ごとの時価ベース利回りを示したものとなりますが、予定利率の水準によらず、時価ベース利回りが予定利率を下回りました。

【図表1】財政状況及び時価ベース利回りと予定利率(平均値)

決算期	当年度に不足が発生した制度の割合	時価ベース利回り(平均値)	予定利率(平均値)
2025/3末	85%	$\Delta 0.4\%$	2.3%

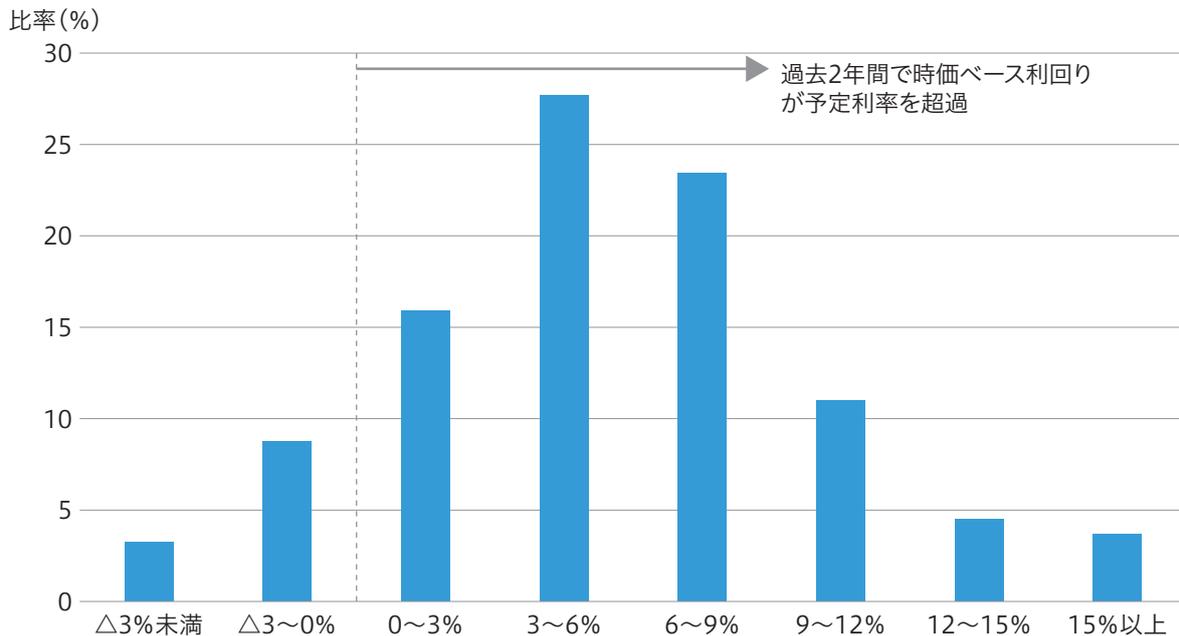
(※)純資産額から実質的な積立目標額を控除した額が増加(減少)した場合を当年度剰余(当年度不足)としています。

【図表2】 予定利率ごとの時価ベース利回り



ただし、過去2年間の累積で見れば、多くの制度において、不足ではなく剰余の積み上げが実現できていることが確認できます【図表3】。

【図表3】 「時価ベース利回り－予定利率」の過去2年間の累積(分布)



(2) 継続基準による積立水準の傾向

継続基準による積立水準の検証は、純資産額と責任準備金を比較して次の判定を行います。

【継続基準による積立水準の検証】
 純資産額 < 責任準備金 ➡ 継続基準に抵触

【財政再計算の実施要否の検証】
 数理上資産額^(※) + 許容繰越不足金 < 責任準備金
 ➡ 財政再計算の実施が必須

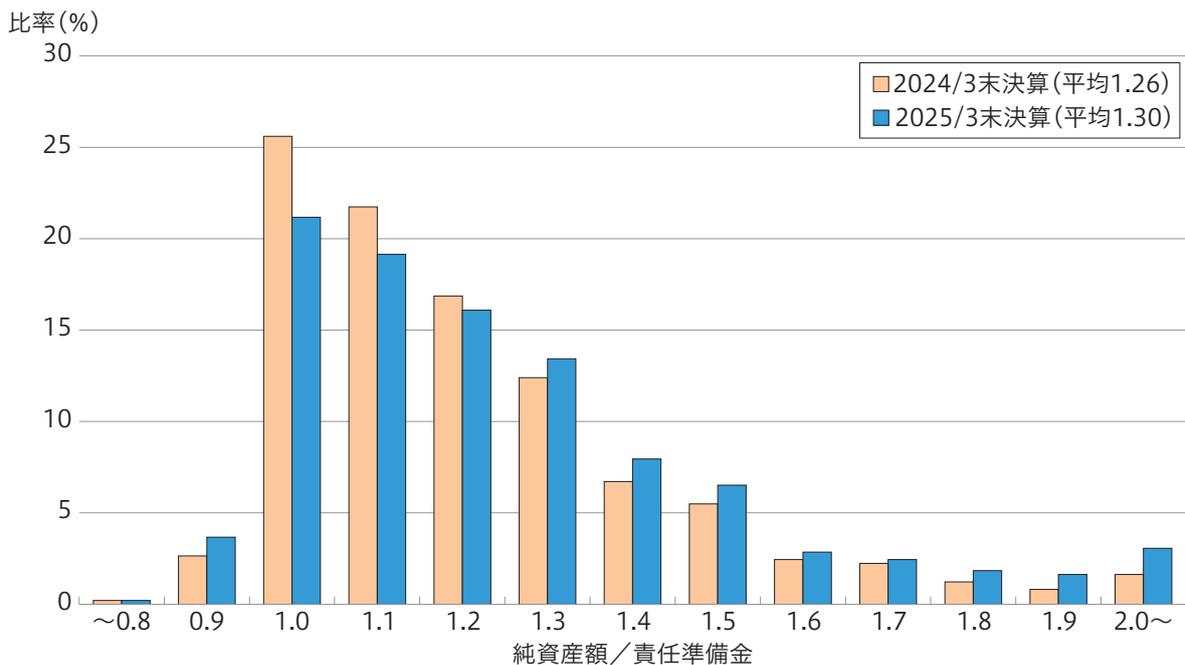
(※) 積立金の評価に時価方式を用いている場合、純資産額と同額になります。

当年度の継続基準の積立水準は1.30(平均値)となっており、前年度の1.26(平均値)から上昇する結果となっています。また、継続基準に抵触している制度の割合は前年度の3%から1ポイント増加し、4%となり、財政再計算の実施が必要な制度について、前年度は0.2%でしたが、該当制度については特例掛金を拠出したことにより当年度は財政再計算不要となりました。また、新たに財政再計算が必要になった制度はありませんでした【図表4及び図表5】。

【図表4】継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額÷責任準備金 (平均値)	継続基準 抵触割合	財政再計算の実施が 必要な制度の割合
2025/3末	1.30	4%	0%(対象無し)
2024/3末	1.26	3%	0.2%
増減	+0.04	+1ポイント	△0.2ポイント

【図表5】継続基準の積立水準(分布)



(※) グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

行政報告上の継続基準では、多くの制度において剰余が未認識のまま責任準備金に含まれますが、その未認識剰余が減少したことに伴い責任準備金も減少したため、積立水準は0.04ポイント上昇しています。一方、実質的な(剰余を認識した場合の)継続基準では、0.03ポイント低下していることがわかります【図表6及び図表7】。

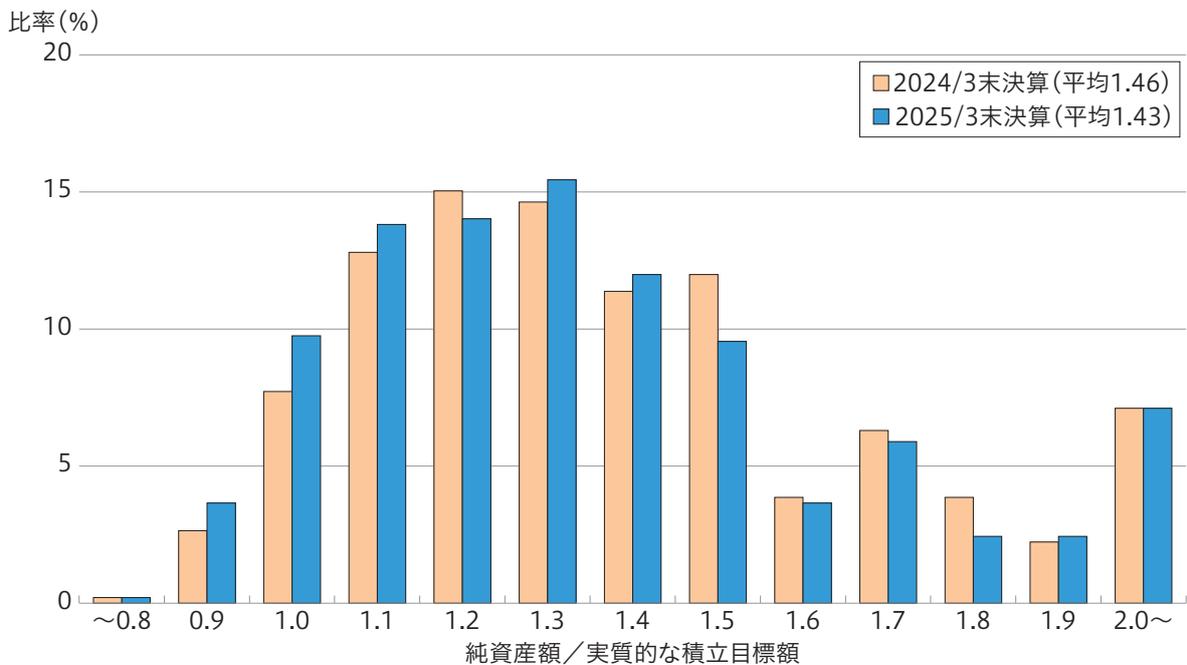
また、純資産が実質的な積立目標を下回っている割合は前年度の3%から1ポイント増加し4%になりました。

【図表6】実質的な積立水準(平均値等)

決算期	純資産額-実質的な積立目標額 (平均値)	純資産額が実質的な積立目標額を 下回っている割合 ^(※)
2025/3末	1.43	4%
2024/3末	1.46	3%
増減	△0.03	+1ポイント

(※)純資産額が実質的な積立目標額を下回っている状況は継続基準抵触と同じです。

【図表7】実質的な積立水準(分布)



(※)グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

(3) 非継続基準による積立水準の傾向

非継続基準による積立水準の検証は、純資産額と最低積立基準額を比較して次の判定を行います。

【非継続基準による積立水準の検証】

純資産額 < 最低積立基準額

➡ 非継続基準に抵触(追加掛金の算定が必要)

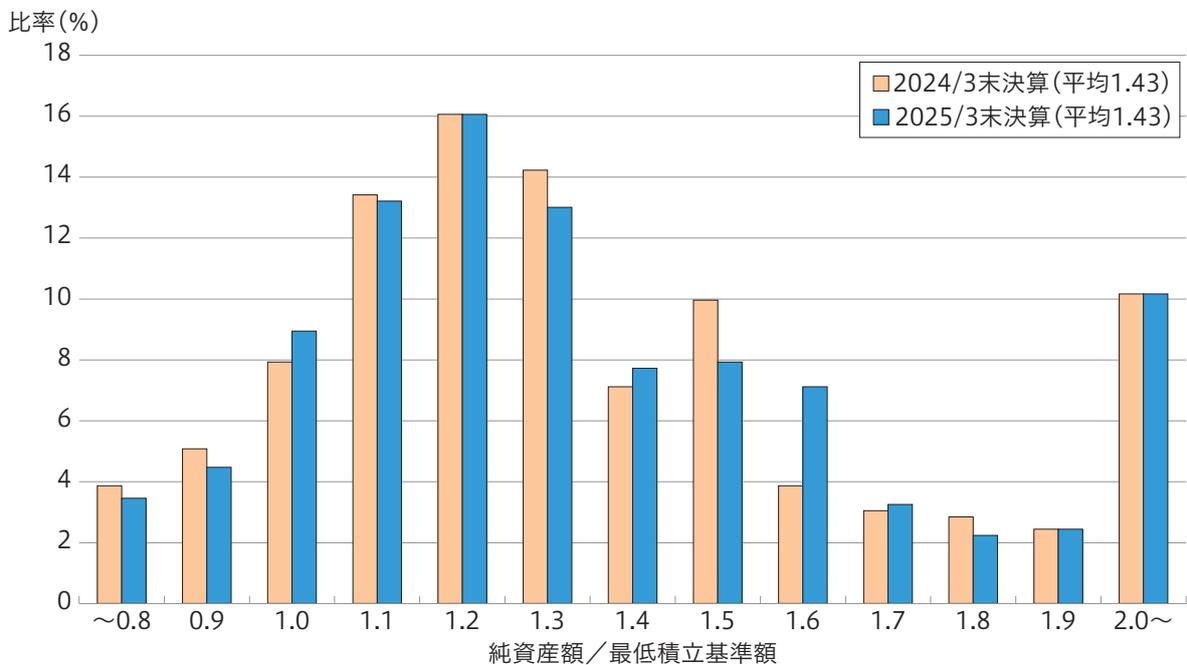
ただし、「純資産額 ≥ 最低積立基準額 × 0.90」かつ過去3事業年度のうち2事業年度以上で、「純資産額 ≥ 最低積立基準額」を満たす場合は、非継続基準に抵触していないものとして取り扱う。

当年度の非継続基準の積立水準は1.43(平均値)となっており前年度の1.43(平均値)から変動がありませんでした。「純資産額<最低積立基準額」となっている制度の割合は、前年度の9%から1ポイント減少して8%となり、非継続基準に抵触している制度(前記に加えて過去3事業年度の積立要件に未達)の割合は前年度から変動がありませんでした【図表8及び図表9】。

【図表8】非継続基準の積立水準(平均値等)

決算期	純資産額+最低積立基準額 (平均値)	純資産額が 最低積立基準額を 下回っている割合	積立水準を確保するための 措置が必要な制度
2025/3末	1.43	8%	8%
2024/3末	1.43	9%	8%
増減	±0	△1ポイント	±0ポイント

【図表9】非継続基準の積立水準(分布)

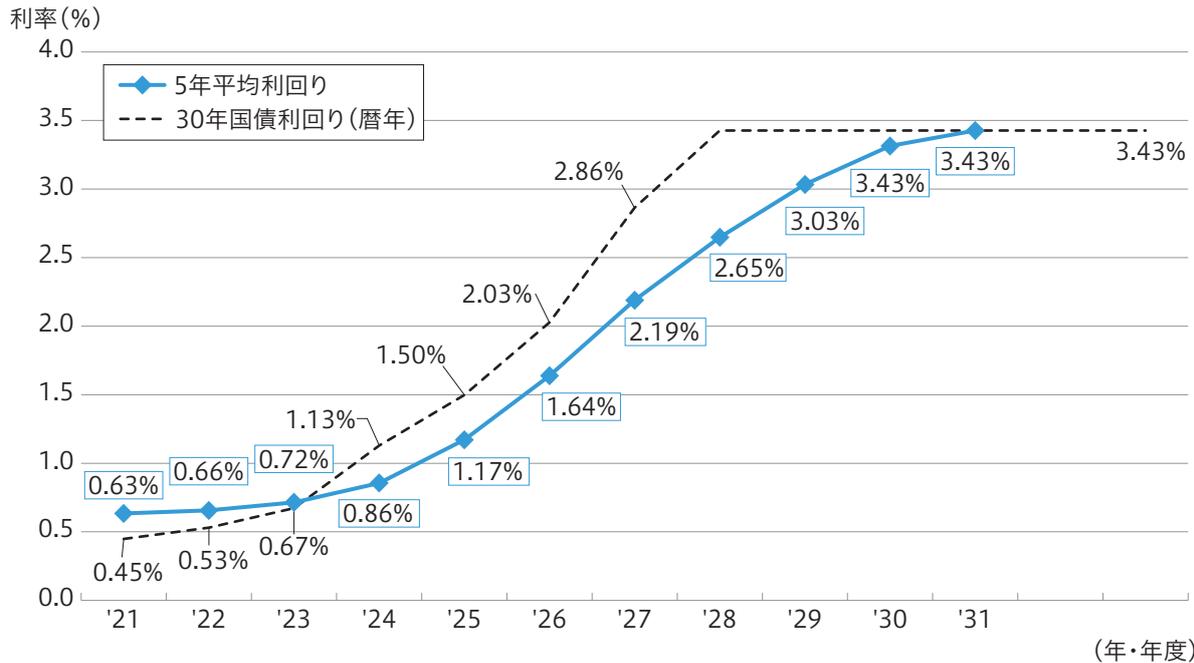


(※)グラフ中の「1.0」は「積立水準1.0以上1.1未満」の割合を示しています。

なお、非継続基準の積立水準の変動要因については、主に運用実績によるものと最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変動によるものが挙げられますが、ここでは特に後者の予定利率の上昇について今後の傾向及び最低積立基準額の減少要因、積立水準の上昇要因となることを確認します。

最低積立基準額は最低保全給付(基準日までの加入者期間に係る給付)を割り引くことによって算定しますが、その割引に用いる予定利率は、継続基準(責任準備金を算定する予定利率)とは異なり、30年国債応募者利回りの過去5年間の実績値に基づき毎年見直されます。近年の金利上昇を受けて、2021年度以降予定利率は上昇しており、最低積立基準額の減少要因となります【図表10】。

【図表10】最低積立基準額の算定に用いる予定利率の傾向



(※1) 2026年3月末決算以降の利回りは「2025年12月の30年国債応募者利回り(3.427%)」が今後も継続すると仮定した執筆時点の予測値を表示

(※2) 2024年4月～2025年3月を2024年度として表示

(4) 積立超過基準による積立水準の傾向

積立超過基準による積立水準の検証は、数理上資産額と積立上限額を比較して次の判定を行います。

【積立超過基準による積立水準の検証】

○STEP1

- ・数理上資産額 > 数理債務に1.5を乗じた額
- ・数理上資産額 > 最低積立基準額に1.5を乗じた額

⇒ 上記両方に該当する場合、STEP2へ

○STEP2

保守的な前提^(※1)で数理債務を算定…①

(※1) 以下の基礎率を使用して算定

- ・予定利率: 基準日における下限予定利率
- ・死亡率: 基準日における基準死亡率に法令で定める率を乗じた率

- ・数理上資産額 > ①に1.5を乗じた額

⇒ 積立超過基準に抵触(掛金引き下げ^(※2)が必要)

(※2) 通常の掛金額から積立超過額に相当する額を控除

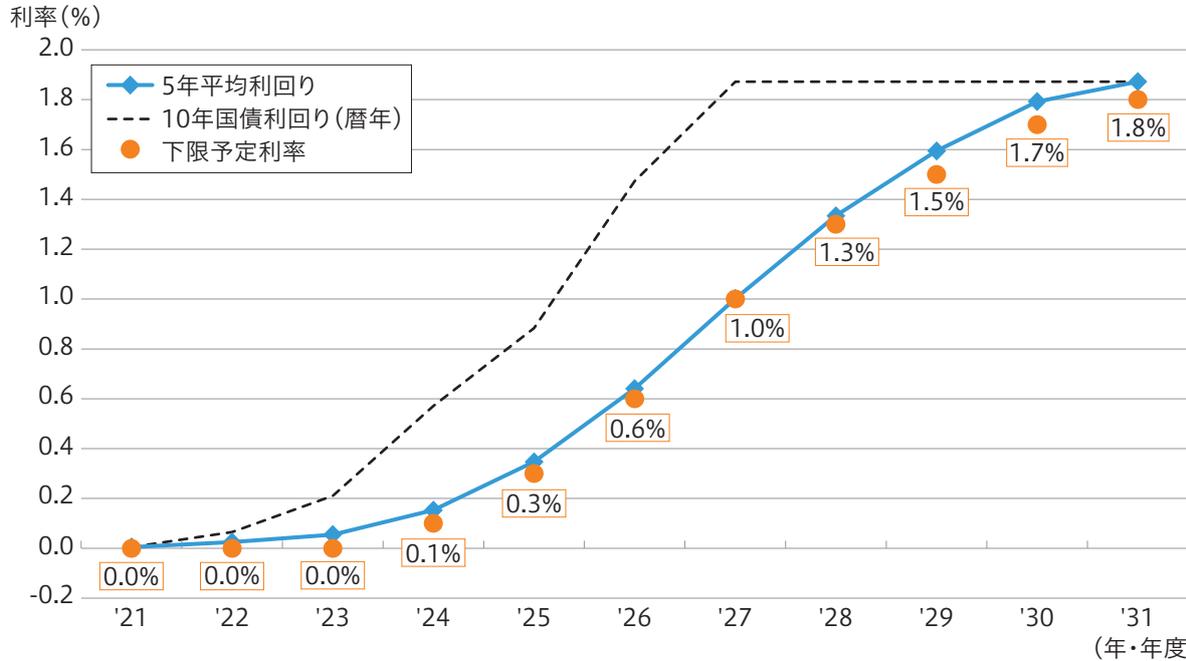
STEP2における数理債務は下限予定利率(2024年度決算は0.1%)などの保守的な基礎率を用いて算定するため、基準値となる積立上限額は通常の数理債務や最低積立基準額に対して高水準(今回の算定対象では平均2.5倍程度)の額となります。

2024年度において、実際に掛金の控除を行うこととなった先は、6制度と限定的でした。なお、STEP2による検証が必要であった先は85件/492件(2023年度)から90件/491件(2024年度)と概ね横ばいで推移しています。

これは市場環境が軟調でありそれほど積立金が増加しなかったことが要因と考えられます。なお、2025年4月以降、運用環境は好転しており、STEP2の検証が必要になる制度が増加することが考えられます。

また、足元は下限予定利率が上昇しているため、STEP2で算定される数理債務が低くなる傾向にあることから、積立超過基準に抵触しやすくなることが予想されます【図表11】。

【図表11】下限予定利率の傾向



(※1) 2026年度以降の利回りは「2025年12月の10年国債応募者利回り(1.872%)」が今後も継続すると仮定した執筆時点の予測値を表示

(※2) 2024年4月～2025年3月を2024年度として表示

2. 近年の金利推移の変化とその影響について

ここまで、2024年度決算における財政状況について確認しました。近年では10年物をはじめとして国債利回りの変動が大きくなってきており、これに伴い確定給付企業年金制度(以下、DB制度)に与える影響も大きくなってきています。こうした状況を受け、今後の金利推移の変化がDB制度の財政運営や財政検証に与える影響について、確認します。

本稿では、前半で、今後の金利推移の変化がDB制度の財政運営や財政検証に与える影響について、複数の金利シナリオをおいて考察します。また後半では、近年の金利上昇を踏まえ、インフレ(物価上昇)がDB制度の財政に与える影響について改めて考察を行い、インフレ対応の必要性について考察します。

(1) 金利上昇がDB制度に与える一般的な影響

金利上昇がDB制度の財政運営や財政検証に与える一般的な影響について、確認します。主に以下の2つに影響があります。

- ① 下限予定利率の上昇
- ② 最低積立基準額の算定に用いる予定利率(以下、最低積立基準額算定用予定利率)の上昇

それぞれの影響は以下のとおりです。

- ① 下限予定利率は、10年国債利回りの直近5年平均と、直近1年平均のいずれか低い率を基準に厚生労働大臣により定められます。10年国債利回りが上昇するとそれに連動して下限予定利率が上昇します。なお、財政運営上は下限予定利率以上の予定利率が求められます。
- ② 最低積立基準額算定用予定利率は、30年国債利回りの直近5年平均を基準に厚生労働大臣により定められます。30年国債利回りが上昇するとそれに連動して最低積立基準額算定用予定利率が上昇します。

一方、下限予定利率や最低積立基準額算定用予定利率の上昇は、予定利率の設定、非継続基準の積立水準や積立超過基準に影響を与えます。以下がそれぞれの影響の概略となります。

・ 下限予定利率の上昇

前述の通り、財政運営上は下限予定利率以上の予定利率の設定が求められることから、下限予定利率が上昇すると、低い予定利率を採用しているDB制度は予定利率の引上げが必要となります。なお、予定利率を上げると責任準備金が減少することから、継続基準の積立水準は上昇します。

・ 非継続基準の積立水準の上昇

最低積立基準額算定用予定利率が上昇すると、最低積立基準額が減少することから、非継続基準の積立水準は上昇し、財政状況は改善します。

・ 積立超過基準への抵触

積立超過基準の検証では、積立上限額の算出に当たり下限予定利率で算定した保守的な数理債務及び最低積立基準額を使用することから、下限予定利率や最低積立基準額算定用予定利率の上昇に伴い、積立上限額は減少し積立超過基準抵触の蓋然性が高まります。なお、積立超過基準に抵触すると、翌々事業年度初までに掛金を控除する必要があります。

なお、金利上昇に伴い、一般的には各資産クラスの長期の期待収益率も上昇することから、政策アセットミックスの設定次第ではありますが、運用利回りも影響を受けることとなります。

(2) 金利シナリオ及びモデルケースを用いた定量分析

(1)では金利上昇がDB制度の財政運営や財政検証に与える一般的な影響を確認しました。ここからは、複数の金利シナリオを想定し、金利シナリオごとに前節で確認した金利上昇が年金財政に与える影響を定量的に確認します。

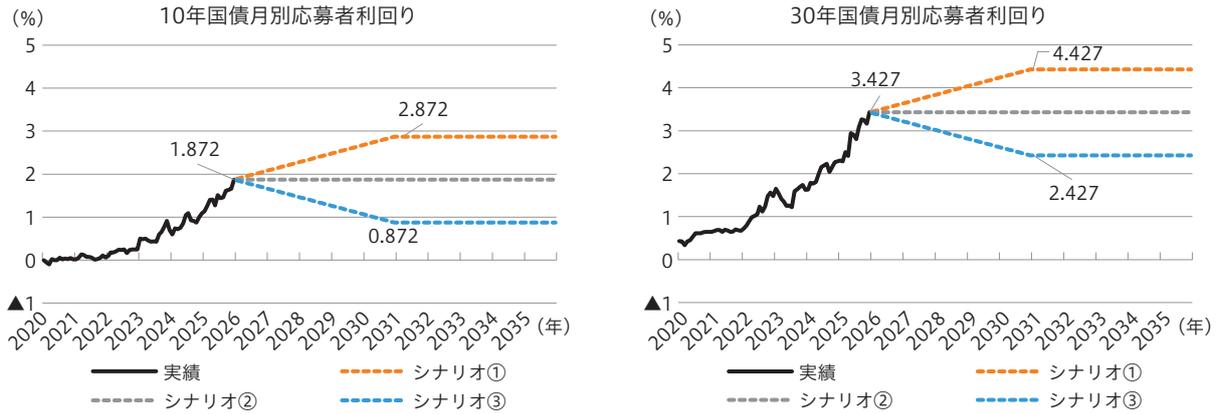
(2-1) 定量分析の前提

定量分析にあたって、金利シナリオ及びモデルケースの前提を設定します。

(2-1-1) 金利シナリオの前提

2026年1月以降の10年国債の月別利回りについて、以下の3パターンのシナリオを置き、DB制度の財政状況をシミュレーションします【[図表12](#)】。

【図表12】金利シナリオ



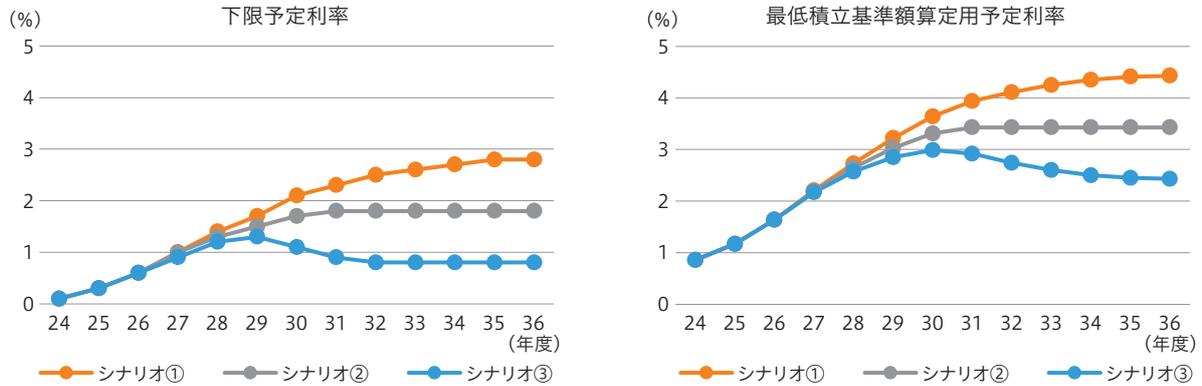
- シナリオ①：5年(60月)かけて1ポイント上昇しその後横ばい
- シナリオ②：2025年12月と同率と想定
- シナリオ③：5年(60月)かけて1ポイント低下しその後横ばい

なお、いずれのシナリオも2025年12月までは実績値を使用します。

また、30年国債の月別利回りについては、10年国債の月別利回りを1.55%(2025年12月実績値)のスプレッド分、常に上回るものと仮定します。

各シナリオにおける、下限予定利率、最低積立基準額算定用予定利率の推移は以下の通りとなります【図表13】、【図表14】。

【図表13】各シナリオの下限予定利率と最低積立基準額算定用予定利率



【図表14】各シナリオの下限予定利率と最低積立基準額算定用予定利率

(単位:%)

	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
下限予定利率	シナリオ①	0.1	0.3	0.6	1.0	1.4	1.7	2.1	2.3	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8
	シナリオ②	0.1	0.3	0.6	1.0	1.3	1.5	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
	シナリオ③	0.1	0.3	0.6	0.9	1.2	1.3	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
最低積立基準額算定用予定利率	シナリオ①	0.86	1.17	1.64	2.21	2.73	3.22	3.64	3.94	4.11	4.25	4.35	4.41	4.43
	シナリオ②	0.86	1.17	1.64	2.19	2.65	3.03	3.31	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43	3.43
	シナリオ③	0.86	1.17	1.64	2.17	2.57	2.85	2.99	2.92	2.74	2.60	2.50	2.45	2.43

(2-1-2)モデルケースの前提

モデルケースの前提は【図表15】の通りです。モデルケースに基づいてシミュレーションを行います。シミュレーション初(2024年度末)における継続基準の積立水準が弊社受託平均の1.43(2025年3月末基準)となるように当初の年金資産を設定しています。なお、運用利回りは予定利率と同率としています。

【図表15】モデルケースの給付設計及び計算基礎

給付設計	前提	計算基礎	前提
給付水準(定年)	2,000万円	財政方式	加入年齢方式
定年年齢	60歳	予定利率	2.5%
給付/据置利率	2.5%	脱退率	平均7.0%
年金給付形態	20年確定年金	死亡率	23回死亡率男子
支給開始年齢	60歳	加入年齢	平均24歳
年金支給要件	20年以上	一時金選択率	88%

※年齢分布は弊社が総幹事を受託しているDB制度の平均的な分布を仮定

なお、モデルケースに基づくシミュレーションは平均的な制度、財政状況を前提としているものであり、実際の推移は個別制度ごとに異なりますのでご注意ください。

これらの前提の元で、「予定利率と下限予定利率の関係」「非継続基準の財政検証」「積立超過基準による財政検証」に与える影響を見ていきます。

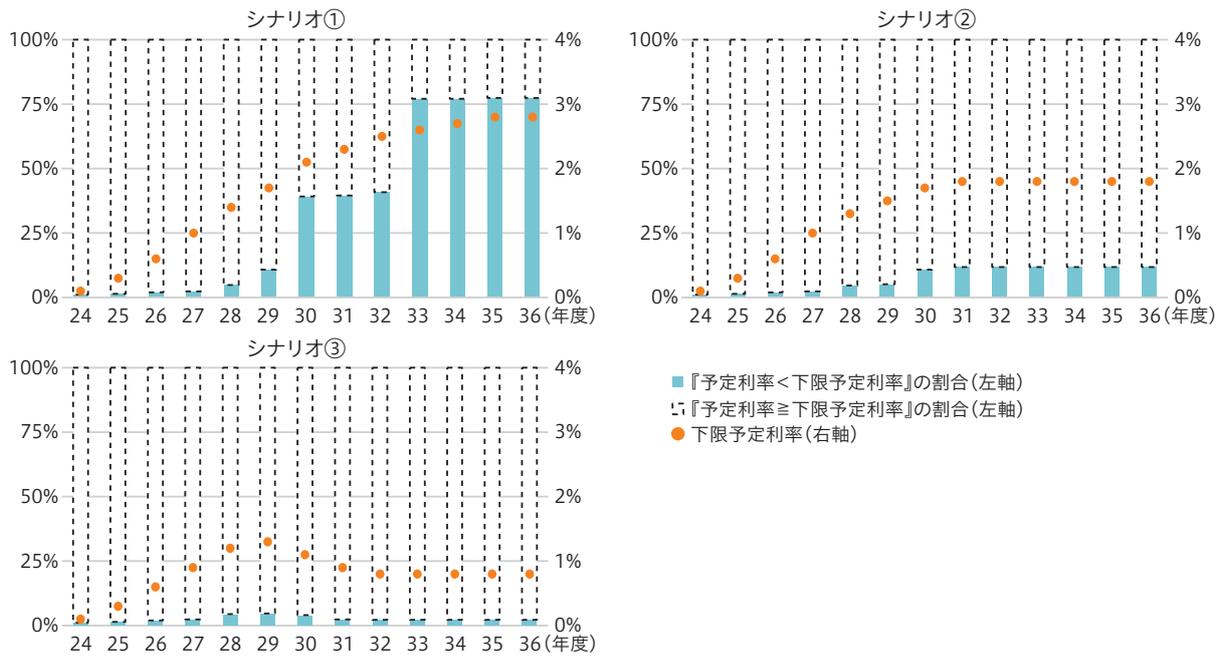
(2-2) 予定利率と下限予定利率の関係

弊社が総幹事を受託しているDB制度(1,261件)を対象に、各シナリオにおける、予定利率が下限予定利率を下回る件数を集計しました。

シナリオ①では2030年度に約40%、2033年度には約75%ものDB制度にて予定利率の変更を余儀なくされます。シナリオ②では10%弱のお客さまについて予定利率変更の必要がありますが、シナリオ③では予定利率の引上げが必要となるDB制度は限定的です【図表16】。

なお、予定利率が下限予定利率を下回った場合、次に迎える財政再計算までに予定利率の見直しが求められます。

【図表16】 予定利率が下限予定利率を下回る割合



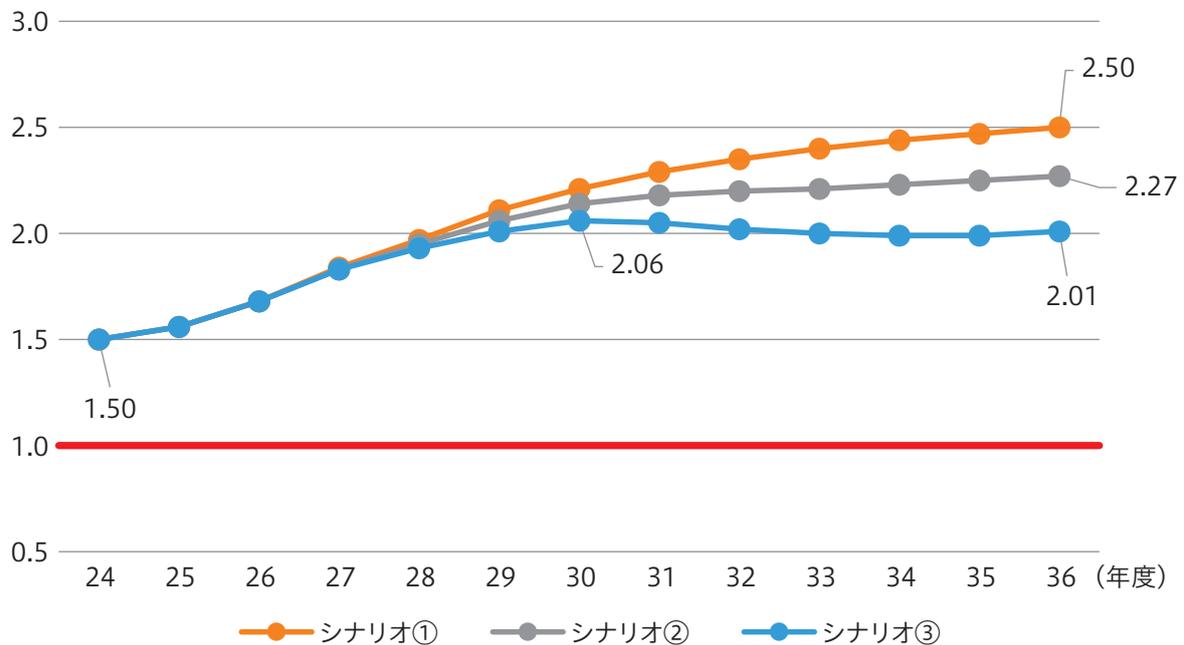
(2-3) 非継続基準の財政検証

まずはモデルケースにおける各シナリオの非継続基準の積立水準の推移について確認します。

シナリオ①では最低積立基準額算定用予定利率が0.86%から2036年度には4.43%に上昇することから、積立水準は1.50から2.50まで上昇します。シナリオ②では2031年度までに最低積立基準額算定用予定利率が3.43%に上昇しそれ以降横ばいで推移することから、積立水準は1.50から2.27まで上昇します。シナリオ③では最低積立基準額算定用予定利率は2030年度の2.99%をピークにその後2.43%に低下することから、積立水準は1.50から2030年度に2.06まで上昇し、それ以降2036年度まで緩やかに低下します【図表17】。

金利低下シナリオ(シナリオ③)であっても、最低積立基準額算定用予定利率が上昇することから、積立水準が上昇することが確認できます。

【図表17】非継続基準の積立水準の推移



(2-4) 積立超過基準による財政検証

続いて、モデルケースにおける各シナリオの積立超過基準の検証について確認します。

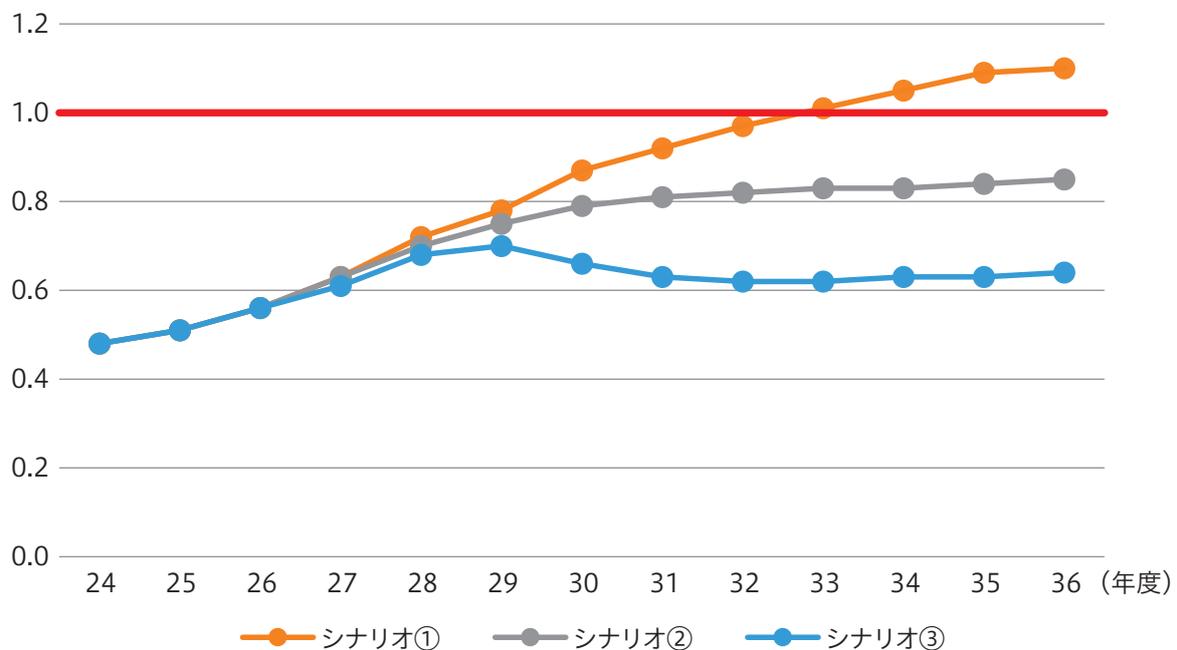
積立超過基準に抵触すると、抵触した年度の翌々年度初までに掛金を控除する必要があります。

シナリオ①では2033年度に積立超過基準が1を上回り掛金の控除が必要となります。一方シナリオ②、シナリオ③ではシミュレーション期間を通じて積立超過基準が1を下回り、掛金の控除には至らない見込みです【図表18】。

ただし、本シミュレーションは平均的な制度、財政状況のモデルケースにおけるシミュレーションとなります。また、本シミュレーションでは運用利回りを予定利率と同率としていますが、運用利回りが予定利率を上回って推移する場合は例えばシナリオ②であっても積立超過基準が1を上回る可能性は十分に想定されます。

積立超過基準への抵触有無や抵触タイミングについては個別制度ごとに異なりますのでご注意ください。

【図表18】積立超過基準の推移



ここまで金利シナリオごとに下限予定利率の上昇、非継続基準の積立水準、積立超過基準について確認しました。ただし、確認の基となるシミュレーションは平均的な制度、財政状況のモデルケースにおけるシミュレーションであり、実際の推移は個別制度ごとに異なる点には留意が必要です。

シナリオ①では予定利率引上げの蓋然性が高まる点に留意が必要です。なお、非継続基準についてはシナリオ③であっても、積立水準は上昇する見込みですので、金利のシナリオによらず財政上の懸念は少ないものと考えられます。

一方、積立超過基準についてはシナリオ①において2033年度に1を上回る見込みです。このケースでは、掛金の控除になるほどの剰余金が積み上がっておりますので、当該財政上の剰余を活用したDB制度の給付増額または退職金制度からDB制度への移行割合の引上げ等の対応を行うことが一つの方策として考えられます。

(3) インフレがDB財政に与える影響

今までの考察を通じて、どの金利シナリオでも財政状況が堅調に推移することが確認できました。

一方、昨今の金融経済情勢として、金利上昇に加えてインフレの恒常化が考えられます。退職給付は現時点ではなく退職時に支給されるもののため、退職時までのインフレにより退職給付の実質価値が目減りするという課題があります。

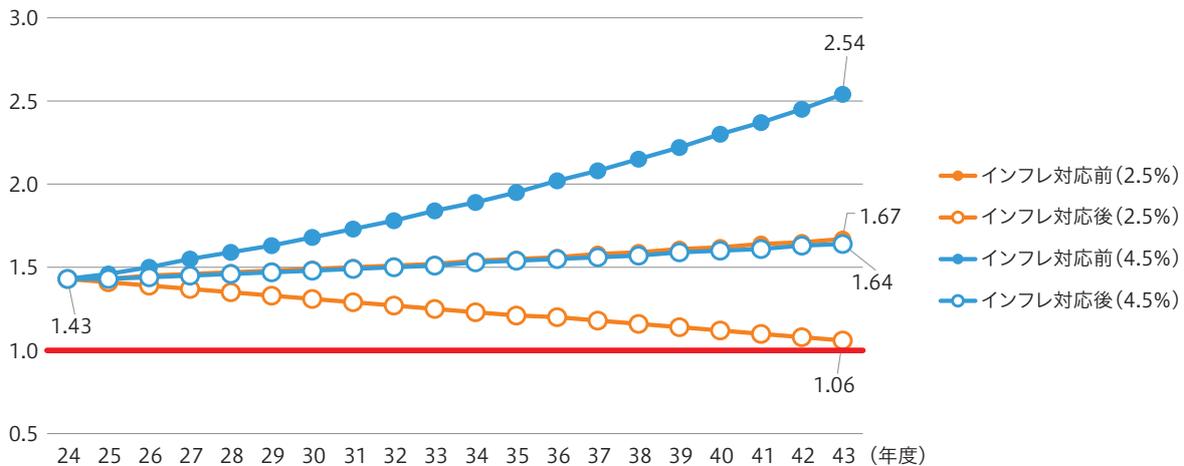
ここでは、継続基準の積立水準のシミュレーションを基にインフレがDB財政に与える影響を見ていきます。

まず、金利環境によらず継続基準の積立水準は足元の1.43から2043年度には1.67まで上昇する見込みです。こうした多額の剰余を活用してインフレ対応を行った場合の継続基準の積立水準の推移を確認します。具体的には、インフレ率を今後年率2%と仮定し、インフレ対応として当該インフレ率相当の給付増額を毎年行うケースを想定しています。(上記の給付増額は、加入者及び受給権者について、過去分及び将来分を毎年2%引上げる前提としております。また標準掛金も毎年2%引上げる前提としております。)

なお、インフレ対応を行わない場合と行う場合それぞれにおいて、インフレに伴い運用利回りとして継続的に高い利回りが実現できることを仮定した継続基準の積立水準のシミュレーションも行います。(具体的には運用利回りとして4.5%(=予定利率(2.5%)+インフレ率(2%))を想定します。)

以下が、合計4パターンの積立水準の推移となります【図表19】。

【図表19】継続基準の積立水準の推移



まず、運用利回りとして2.5%(予定利率相当)を想定したケースを確認します。

インフレ対応を行わないケース(「インフレ対応前(2.5%)」)では、20年後の積立水準は足元の1.43から1.67に上昇しますが、インフレ対応を行うことにより(「インフレ対応後(2.5%)」)、20年後の積立水準は足元の1.43から1.06に低下します。

これは、仮にインフレ対応を行ったとしても20年後に剰余の状態を維持できることを表しますが、予定利率と同率の運用利回りが得られた場合であっても剰余の金額は減少します。

続いて運用利回りとして4.5%を想定したケースを確認します。

インフレ対応を行わないケース(「インフレ対応前(4.5%)」)では、予定利率以上の運用による利差益等により、20年後の積立水準は足元の1.43から2.54に上昇しますが、インフレ対応を行うケース(「インフレ対応後(4.5%)」)でも、20年後の積立水準は足元の1.43から1.64に上昇します。

これは、仮にインフレ対応を行ったとしても、インフレ相当の期待リターンを実現することで、インフレ対応を行わない2.5%の運用を行ったケース(20年後の積立水準1.67)と同水準の積立水準を実現できることを表しています。

ここから言えるのは、足元多額の剰余が積み上がっておりこの剰余を活用する形で向こう20年程度のインフレを賄うことが可能ということになります。なお、運用利回り2.5%では20年後の剰余金が足元の水準より大きく減少する一方、インフレ率分だけプラスした4.5%の運用利回りとする事で20年後の剰余金は足元の剰余金を維持できることも確認できます。

(4)まとめ

(1)では、金利上昇が下限予定利率引上げ及び最低積立基準額算定用予定利率の引上げにつながり、それにより、予定利率引上げが必要な先が出てくることや非継続基準の積立水準、積立超過基準に影響が出てくることを確認しました。

(2)では、(1)の影響についてモデルケースを元に定量的な分析を行いました。金利シナリオによっては、予定利率の引上げが必要な先が相応に出てくること、非継続基準の積立水準は金利シナリオによらず現行より高まること、積立超過基準は金利シナリオによっては数年後に相応の先が抵触する見込みであることを確認しました。

(3)では、インフレがDB財政に与える影響を確認しました。足元の剰余金水準が高いことから、仮に毎年インフレ対応を行ったとしても、予定利率と同率の運用利回りの下では今後20年間は剰余状態を維持できる見込みであることを確認しました。また、インフレを考慮したより高い運用利回りを目指すことにより、剰余金の水準と退職給付の実質価値の両方を維持できる見込みであることも確認しました。

数年前まで低金利が続いた中で、財政悪化に伴う対応や財政悪化への備えを行うケースが多かったですが、昨今の運用環境好調等を受けて財政懸念が低下する一方、足元では、金利上昇や物価上昇に伴いインフレ対応が求められる状態にあります。足元の剰余を活かしたインフレ対応を始めとして、DB制度の存在価値を維持向上させるための施策を行っていくことが肝要と考えております。

この資料は、年金信託契約におけるお客様の運用戦略や運用指針策定等の参考となる情報の提供を目的として作成されたものであり、受託財産に組入れる運用対象資産等の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。年金信託契約等に係る最終的な決定は、商品に関する詳細資料を参照の上、お客様ご自身のご判断で行なっていただきますようお願い申し上げます。また、本資料の内容に従った運用等の採用を強制するものではなく、採用しなかったことにより弊社との他の取引に関し不利益を被ることはありません。

シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。また、データの一部は、弊社が信頼できると判断した各種情報源から入手した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません。なお、本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。

本資料に関わる一切の権利は、他社資料等の引用部分を除き三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。弊社又はその他の会社等の商標、標章、ロゴマーク、商号等に関する権利は、商標法、不正競争防止法、会社法及びその他の法律で保護されています。これらを各々の権利者の許諾を得ることなく無断で使用することはできません。本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。

以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する 金融商品取引法第37条の規定等に基づく表示です。

<お取引にあたっての留意事項>

■損失が発生するリスクについて

年金信託契約においては、お客様からご提示いただく運用指針や弊社との運用協議に基づき、国内外の株式・債券をはじめ、投資信託受益証券、信託受益権や集団投資スキーム持分などの有価証券、貸付金、不動産、先物取引、オプション取引、スワップ取引及び為替取引等の価格変動等を伴う金融商品やその他の資産・取引手法等を運用対象としますので、これら運用対象資産等の価格変動等により、受託財産の元本に損失が生じるおそれがあります。

■価格変動等について

運用対象資産等が有するリスクのうち主要なものは下記の通りです。

- (1) マーケットリスク：株式相場・金利水準・為替相場・指数等の金融商品市場における市場の動向を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク
- (2) 信用リスク：受託財産で運用する運用対象資産等の発行者・管理者・仲介者及びその取引の相手方等の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク
- (3) 流動性リスク：受託財産で運用する金融商品等の市場動向や取引量等の状況によって、取引が不可能もしくは困難となる、または取引可能な場合でも通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等を直接の原因として、運用対象資産等の価格が変動するリスク

また、ヘッジファンドや証券化商品等は上記のほか運用手法やスキーム等に起因する各種のリスクを有している場合があります。詳細については、別途交付するプロダクト概要書等をご参照ください。

■組入れ・解約等の制約

ヘッジファンドや証券化商品等は、商品性に起因する各種の組入れ・解約制約等があり、資金化に数ヶ月を要するものもあります。詳細については、別途交付するプロダクト概要書等をご参照ください。

運用対象資産等の組入れ・解約については、上記のほか、市場での流動性や組入れ・解約の規模その他やむを得ない事情があるときは、資金化に一定の期間を要する場合や、組入れのタイミングに制約を受ける場合があります。

■商号等

- 当社の商号等 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
- 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

■年金信託報酬・手数料等

お客様にご負担いただく費用等については以下の通りとなります。

(年金信託報酬)

原則として、受託財産の額に対して報酬率を乗じる計算方法で報酬をお支払いいただきます。個別の計算方法は、お客様と弊社が協議の上、お客様からご提示いただく運用指針や弊社との運用協議の内容に応じて決定しますので、あらかじめ表示することができません。年金信託契約の締結にあたっては、必ず弊社担当者に年金信託報酬の計算方法をご確認いただくようお願いいたします。

(売買コスト等)

年金信託契約では、受託財産で運用する運用対象資産等に応じて、運用対象資産等の売買手数料、信託事務の諸費用、当該資産を保管する海外のカストディアンに対して支払う手数料等が受託財産から支払われます(運用対象として年金投資基金信託受益権(合同口)・投資信託受益証券等に投資する場合は、そのファンドに係る信託報酬・信託財産留保金及びその他の費用等の支払いが発生することがあります)。これらの費用の具体的な金額や上限額・計算方法は、実際に運用・管理する運用対象資産等の種類及びその量等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

(証券貸借取引)

受託財産で保有する株式等に関し証券貸借取引を行う場合においては、手数料をお支払いいただきます。手数料の料率等はお客様との協議により個別に決定しますので、あらかじめ表示することができません。

(解約手数料)

契約の解約にあたっては、契約書等の定めに基づき解約手数料をお支払いいただく場合があります。

(その他公租公課及び事務費用等)

上記のほか受託財産で運用する運用対象資産等に関し、各種の費用や公租公課及び信託事務を処理するために必要な費用については、受託財産より支弁し、又は委託者が支払うものとします。

■ スキーム図

